

選挙

参議院議員通常選挙 が予定されています

第27回参議院議員通常選挙が次のとおり予定されています。国の将来を決める大切な選挙です。棄権しないで投票しましょう。

- ▼選挙名
参議院福島県選出議員選挙
・参議院比例代表選出議員選挙
- ▼選挙期日(予定)
7月20日(日)
午前7時～午後6時

今回の選挙は、町内全ての投票所で、投票できる時間が午後6時までとなります。

- ▼告示日(予定)
7月3日(木)
- ▼期日前投票
投票日に、仕事や外出などの理由で投票所に行くことができない場合は、期日前投票をすることができます。
- 日時(予定)
7月4日(金)～19日(土)
午前8時30分～午後8時
- 場所
役場1階 町民ホール

募集

会計年度任用職員を 募集します

町では、障がいのある人を対象としたパートタイム会計年度任用職員を募集します。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

- ▼募集職種と人数
庁舎などの管理業務 1人
- ▼雇用予定期間
任用の日から令和8年3月31日まで
- ▼給与等 日額8,890円

入札物件

町有財産(土地)を 売却します

町有財産を売却するため、一般競争入札を行います。

- ▼売却物件
①【芦原地内土地】
○所在地
猪苗代町字芦原13番1、14番1、15番1
- 地目 原野(現況・宅地)
- 地積 1764.00㎡
- 最低売却価格
2770万3968円



- ②【古城町地内土地】
○所在地
猪苗代町字古城町116番4

- ▼問い合わせ先
町選挙管理委員会(総務課内)
☎(62)2111

- 地目 宅地
- 地積 216.20㎡
- 最低売却価格
381万3911円



- ▼売却方法
一般競争入札により、最低売却価格以上で最高入札額者と売買契約を締結します。
- 物件の詳細な情報や提出様式は、町ホームページをご覧ください。
- ▼質問・問い合わせ期限
9月10日(水)午後5時15分まで(土日・祝日を除く)
- ※質問や問い合わせ内容の回答は、個別に行います。
- ▼入札申込方法
入札に参加を希望する人は、必ず期限までに「普通財産売却一般競争入札参加申請書」を企画財務課に直接持参するか、郵送(締切日必着)で提出してください。
- 申請書を提出していない人は、当日入札に参加できませんので、

- ▼採用条件
次の①から④に掲げる手帳などのうち、いずれかの交付を受けていること。
- ①身体障害者手帳
- ②都道府県知事が交付する療育手帳
- ③児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医または障害がい者であることの判断書
- ④精神障害者保健福祉手帳
- ▼提出書類
履歴書(用紙は、総務課で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください)
- ▼選考
書類審査と面接試験により選考します。
- ▼申込期間 随時受付
- ▼申し込み・問い合わせ先
総務課 行政管理係
☎(62)2111

相談

行政相談委員に 相談してみませんか

行政相談委員による行政相談会を毎月1回、第3水曜日に開催しています。

- 行政相談委員は、行政に関する苦情や意見を受け付け、解決のためにお手伝いします。お気軽にご相談ください。
- ▼開催日時
6月18日(水)
午後1時から午後3時まで
- ▼会場
役場3階 第3委員会室
- ▼その他
相談無料・秘密厳守
- ▼問い合わせ先
総務課 秘書広報係
☎(62)2111

人権擁護・行政相談 委員合同相談会

人権擁護委員と行政相談委員による合同相談会を開催します。人権擁護委員は、地域住民の人権の擁護と人権思想の普及・高揚を目的に活動しています。人権問題でお困りの人は、この機会にぜひご相談ください。

善意をありがとうございます

- 災害復興支援金として
- 全国町村会 30,000円
- 新潟県町村会 6,250円
- 石川県町長会 18,750円
- 道路除雪事業寄付金として
- 平岩 正勝さん(兵庫県) 1,000円
- ツイキャスコミュニティ出落ち・オブ・ナイトさん(埼玉県) 102円

isshin (いっしん) **を心**

除雪・草刈り承ります。

田んぼ、空地、アパート、庭の草刈り見積りだけでもok

☎ : 0242-77-6065

Tel : 090-6225-8583

庭木の手入れ枝切り等 担当：本田 敬一

補助金

農産物6次化推進事業補助金のお知らせ

- 町では、町内産農産物を利用した6次産業化に取り組む農業者や団体等に補助金を交付しています。
- ▼補助内容
6次化産品の開発、既存商品の販路拡大やさらなる高付加価値化等にかかる経費の一部を補助します。
- ▼対象者
○町内に在住する農業者
○町内に所在する任意団体や法

- ※ご注意ください。
- ▼入札申込期限
9月12日(金)午後5時15分まで
- ▼入札日時
①【芦原地内土地】
9月17日(水)午後1時30分～
- ②【古城町地内土地】
9月17日(水)午後1時45分～
- ※時間厳守・郵送不可
- ▼入札場所
役場3階 正庁A
- ▼問い合わせ先
企画財務課 財務係
☎(62)2112

環境

前年度比7割減 ごみ減量目標

令和6年度と令和5年度の町の燃やせるごみの排出量は、表1のとおりです。前年度と比較して2・97割減りましたが、減量目標の前年度比7割(約300ト)減を達成できませんでした。

	燃やせるごみの量
令和6年度	4,125.66ト
令和5年度	4,251.87ト
増減	▲126.21ト
前年度比	▲2.97%

令和7年4月と前年度同月の町の燃やせるごみの排出量は、表2のとおりで、前年度比で8・26割減りました。

	4月
令和7年度	362.06ト
令和6年度	394.65ト
増減	▲32.59ト
前年度比	▲8.26%

会津若松市にあるごみ焼却施設が令和8年度に新しく建て替えられます。新施設は、現在の処理能力より低下しますので、令和7年度の町の燃やせるごみの減量目標を、引き続き前年度比7割(約280ト)減とします。ごみを減らすには、町民一人一人のごみ減量に対する意識が大変重要です。燃やせるごみを捨てる時には、分別出来ないかを意識して、ごみの減量に努めましょう。

▼問い合わせ先
町民生活課 環境係
☎(62)2114

リチウムイオン等各種充電電池を回収しています

町では、リサイクルマークが付いているリチウムイオン等の各種充電電池を回収しています。



各種充電電池に付いているリサイクルマーク

●回収方法
役場の開庁時間内に、町民生活課に直接お持ち込みください。

情報公開

令和6年度の情報公開・個人情報開示の実施状況を公表します

▼情報公開実施状況

- 決定区分 公開 3件
 - ・家屋再建築費算出表等
 - ・町民活動に係る傷害保険等の加入証券
 - ・町主催スポーツ大会等に係る傷害保険等の加入証券
- 決定区分 部分公開 1件
 - ・固定資産税に係る宅地判定関連資料および固定資産評価審査委員会の委員名簿
- 決定区分 非公開 2件
 - ・中山間地域等直接支払交付金の受給地区、対象機材等関係資料
 - ・固定資産税の課税に係る調査等関係資料

▼個人情報開示実施状況

- 開示請求
 - 決定区分 非公開 1件
 - ・固定資産税の課税に係る調査等関係資料
- ※訂正請求、利用停止請求はともに0件。

▼問い合わせ先
総務課 秘書広報係
☎(62)2111

商品券

「猪苗代町民応援商品券」の使用を忘れずに

猪苗代町民応援商品券の使用期限は、令和7年6月30日(月)までです。使用期限が過ぎた商品券の使用・払い戻しはできませんので、忘れずに使用してください。

まだ商品券を受け取っていない人は、商工観光課で受け取りをお願いします。

▼受取方法

- ①受け取る人の身分証明書(運転免許証やマイナンバーカードなど)
 - ②受け取る人の印鑑
- ※世帯主もしくは世帯員でない人が受け取る場合は、委任状が必要です。その場合も同様に①と②が必要です。

▼受取時間

平日の午前8時30分から午後5時15分まで

▼問い合わせ先
商工観光課 商工観光係
☎(62)2117
猪苗代町商工会
☎(62)2331

●回収できないもの

- ・リサイクルマークが付いていないもの
- ・膨張しているもの、破損しているもの

▼問い合わせ先

町民生活課 環境係
☎(62)2114

刈り取った草や剪定枝の処分の仕方

庭の雑草や庭木を剪定したときに出る枝は、「燃やせるごみ」として出す以外にもさまざまな処分方法があります。

次を参考に、ごみの減量化を図り適切に処分しましょう。

●堆肥化する

草や枝を微生物により発酵させ堆肥化し、再利用することができます。ごみとして出すのではなく、なるべく堆肥化し自家処理によるリサイクルに努めましょう。

●除草剤をまく

除草剤をまくなどして、雑草が生えるのを防ぐ方法もあります。除草剤は、使う場所や使う理由に合わせて、正しく安全に使用するようにしましょう。

●環境センターに持ち込む

大量の草や枝は、ごみ収集所に出すことができません。会津若松市にある「環境センター」

に持ち込んで処分することができます。処分費用は無料です。事前に役場での手続きが必要ですので、町民生活課にお問い合わせください。

●「燃やせるごみ」として出す場合

刈ったばかりの草や枝は、水分が残っているため、とても重くかさ張ります。刈り取ったら、天日干しをして十分乾燥させましょう。乾燥した草や枝は軽くなり、ごみ袋に大量に入れることができます。

●枝の大きさ

環境センターに持ち込む場合や燃やせるごみとして出す場合の枝の大きさは、「長さ50センチ以内、直径10センチ以内のもの」になります。それ以上のものは必ず切り揃えてください。



刈草と剪定枝は、ひもで縛るか袋に入れて出してください

▼問い合わせ先
町民生活課 環境係
☎(62)2114

毎年6月の第2週は危険物安全週間です

ガソリンなどの危険物を使用する際は十分注意してください。

●ガソリンを携行缶で購入する場合

ガソリンの適正な使用徹底のため、ガソリン購入時に、本人確認、使用目的の確認を行うことが消防法で義務づけられていますので、ご協力ください。

●ガソリンをポリ容器に入れることは原則禁止です

ガソリンを入れる容器は消防法により一定の強度がある材質を使用することと、容量が制限されています。

●危険物の運搬にはご注意ください

こぼれないように栓は確実に閉め、倒れないようにしっかりとロープなどで固定してください。

●給油の際はエンジン停止。タバコなどの火気は厳禁
直接火が触れなくても引火し、火災になることがあります。

●消毒用アルコールの使用に注意

霧吹きなどで吹き付ける際には、まわりに火気がないことを確認してください。

☎猪苗代消防署 ☎62(4433)

熱中症を予防して元気な夏を！

熱中症は正しい知識を身につけることで、適切に予防することができます。



【熱中症予防行動のポイント】

- 部屋の温度に注意し、エアコンや扇風機を上手に使いましょう。また、こまめに換気をしましょう。
- のどが渇いていなくても、こまめに水分補給をしましょう。
- 涼しい服装、日傘や帽子で暑さを避けましょう。
- 熱中症警戒アラート発令中は、外出をできるだけ控え、暑さを避けましょう。

※熱中症警戒アラートは、熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、危険な暑さを呼びかけるために発令されます。

【こんな時は迷わず救急車を呼びましょう】

- 意識がおかしい、反応がおかしいとき
- 自分で水分がとれないとき

【病院に行くか、救急車を呼ぶか迷ったら】

福島県救急電話相談「#7119」にご相談ください。
☎猪苗代消防署 ☎62(4433)

猪苗代ブランド「いいいなわしろ」に応募してください

町農業活性化協議会では、町内産の農林水産物や加工食品を募集しています。

猪苗代ブランド「いいいなわしろ」として認定された農産物等は、町の広報誌やホームページで積極的にPRしていきます。

詳しくは、お問い合わせください。

▼募集対象品
○町内で生産された農林水産物

▼申請者の要件
○町内で生産された農林水産物を主原料として加工した食品

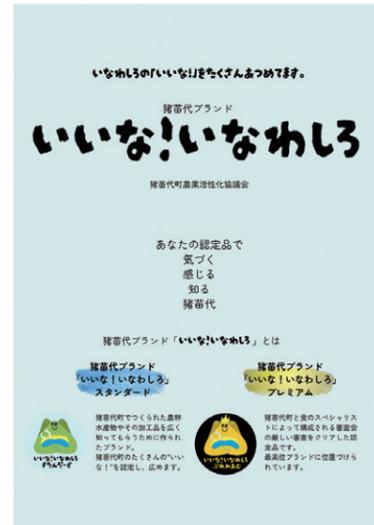
○町内に住民登録があり、居住している個人
○町内に事業所を有する法人または団体

▼認定の有効期間
○スタンダード認定 3年間
○プレミアム認定 1年間

▼申請手数料
スタンダード認定・プレミアム認定ともに無料

▼申請期間
スタンダード認定・プレミアム認定ともに随時受付

▼問い合わせ先
町農業活性化協議会事務局（農林課内）
☎(62)2116



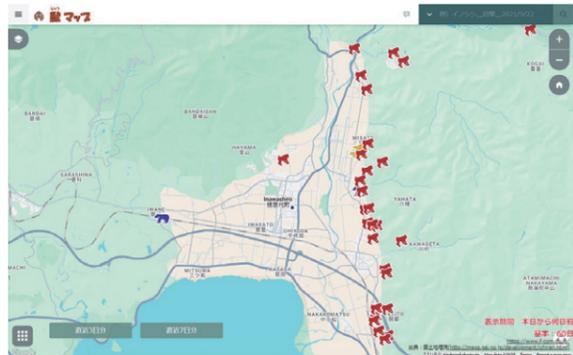
野生動物との交通事故にご注意ください

町内では、走行中の車両と野生動物との交通事故が多発しています。特に夜間や早朝に発生していますので、次の点に注意し、走行してください。

また、町内の野生動物の出没状況を、「獣マップ」に掲載していますので、ご活用ください。

▼走行の際の注意点
○スピードを出さず、ハイビーム走行を徹底する。
○野生動物が頻繁に出没する場所では徐行し、突然の飛び出しに備える。
○万が一、接触事故が発生し、ケガ人がいる場合には、警察や消防に連絡する。

▼獣マップアクセス方法
町ホームページに獣マップトップページへのリンクを掲載しています。QRコードからもアクセスできます。



出典：国土地理院

▼問い合わせ先
農林課 農林整備係
☎(62)2116

町消防団訓練成果報告会を開催します

町消防団は、町民の安全・安心を守るため、災害に備え日々訓練を行っています。その訓練成果を披露するため、訓練成果報告会を開催します。ぜひ観覧にお越しください。

▼日時
6月29日(日)
午前8時半～

※雨天決行。警報等が発令した場合は、中止します。

▼場所
水防センター 西側駐車場

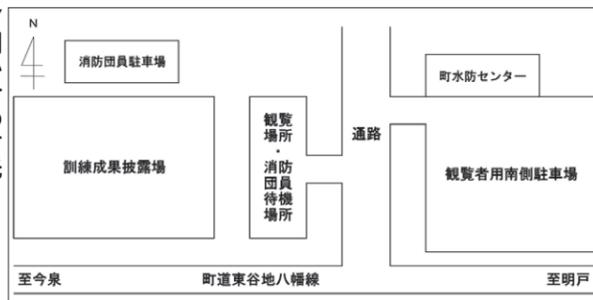
▼観覧について
どなたでも自由に観覧できます。

ます。観覧者の駐車場は、水防センター南側駐車場です。安全のため、指定の場所で観覧してください(案内図参照)。気温が高くなることが予想されますので、熱中症対策を万全にしてお越しください。

▼案内図



昨年度の様子



▼問い合わせ先
総務課 防災情報係
☎(62)2111

クマに注意しましょう

県内では、4月のクマの目撃件数が29件と過去最多ペースとなっており、5月には今年度初となる人身被害も発生しています。

野外で活動する際には、ツキノワグマに出会わないよう、より一層注意をお願いします。

▼遭遇しないための心構え
○山野に入る場合には単独行動を避け、クマ鈴やラジオなど音のなるものを身につけて自分の存在を知らせる。
○ツキノワグマは早朝と夕方に活発に活動するため、朝夕の入山は避ける。
○クマの足跡やフンなどの痕跡を見つけた場合は、その先には進まずに引き返す。

▼問い合わせ先
農林課 農林整備係
☎(62)2116

▼出会ったときに興奮しない、興奮させないために
○遠くにクマがいるのを発見した場合は、慌てず立ち着いて、そっと立ち去る。
○クマから目を離さないようにして、できるだけゆっくり後ずさりながらクマから離れる。
○背中を見せて逃げると、クマは本能的に襲ってくるので、走って逃げない。
○突発的に襲われた場合は、両腕で顔面や頭部をガードし、伏せるなどして防御する。



▲クマの足跡に注意
足跡の幅は、成獣で7~13センチ